

新旧比較表

当座勘定規定

現行	改正後
<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>
<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p>	<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p>
<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 手形用紙、小切手用紙の新規発行はいたしません。</p> <p>(2) 当行を支払人とする小切手または口座開設店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(3) 口座開設店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 手形用紙、小切手用紙の新規発行はいたしません。</p> <p>(2) 当行を支払人とする小切手または口座開設店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p> <p>(3) 口座開設店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p>

<p>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p>	<p>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p>
<p>18. (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>	<p>18. (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</p>

小切手用法

現行	改正後
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>

約束手形用法

現行	改正後
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>

為替手形用法

現行	改正後
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>

普通預金規定

現行	改正後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>

普通預金規定（通帳省略口）

現行	改正後
<p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>	<p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>

貯蓄預金規定

現行	改正後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p>

定期預金共通規定

現行	改正後
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>

通知預金規定

現行	改正後
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>

代金取立規定

現行	改正後
<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、預金証書・通帳その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」といいます。)は、代金取立として取扱います。</p>	<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、預金証書・通帳その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」といいます。)は、代金取立として取扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</p>

振込規定

現行	改正後
<p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>(2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付し、小切手その他証券類の決済を確認した後に振込通知を発</p>	<p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>(2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付し、小切手その他証券類の決済を確認した後に振込通知を発</p>

信します。	信します。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
-------	---------------------------------------------------

外貨普通預金規定

現行	改正後
<p>2. (口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②受入店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」といいます。）</p> <p>③為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除きます。）</p>	<p>2. (口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②受入店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」といいます。）ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>③為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除きます。）</p>

外貨普通預金規定（通帳省略口）

現行	改正後
<p>4. (口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②受入店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」といいます。）</p> <p>③為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除きます。）</p>	<p>4. (口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。</p> <p>①円貨現金</p> <p>②受入店を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手（以下「証券類」といいます。）ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>③為替による振込金（外国からの振込を含み、他店券による振込を除きます。）</p>

外貨定期預金規定

現行	改正後
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>